

○ 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法を定めた件の一部を改正する告示新旧対照表（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第一 申請の時期<br/>(略)</p> <p>第二 申請の方法<br/>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類<br/>イ (略)<br/>ロ 確認書類<br/>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 9 (略)</p> <p>10 企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類であつて、次に掲げるいずれかの書類<br/>(1) (略)</p> <p>(2) 公益財団法人建設業福祉共済団、一般社団法人全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会又は一般社団法人全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し</p> <p>11 16 (略)</p> <p>17 建設機械の売買契約書の写し又はリース契約書の写し</p> <p>18 建設機械に係る特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証の写し</p> | <p>第一 申請の時期<br/>(略)</p> <p>第二 申請の方法<br/>一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。</p> <p>一 提出書類<br/>イ (略)<br/>ロ 確認書類<br/>申請者が次に掲げる書類を有する場合にあつては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあつては、これに準ずる書類とする。</p> <p>1 9 (略)</p> <p>10 企業年金制度又は退職一時金制度に係る書類であつて、次に掲げるいずれかの書類<br/>(1) (略)</p> <p>(2) (財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券の写し</p> <p>11 16 (略)</p> <p>17 建設機械の売買契約書の写し又はリース契約書の写し</p> <p>18 建設機械に係る特定自主検査記録表の写し</p> |

第三  
～  
第六 19  
(略)

第三  
～  
第六 19  
(略)